

滋賀医科大学医学部附属病院産科オープンシステム実施要項

平成 17 年 3 月 28 日制定

平成 28 年 3 月 30 日改正

(目的)

第 1 滋賀医科大学医学部附属病院産科オープンシステムは、地域の医療機関と緊密に連携し、相互の協力のもとに効率的・安全にして快適な分娩を通じて、地域住民に貢献しようとするものである。

(産科オープンシステムへの登録・変更等)

第 2 産科オープンシステムに登録できる者は、日本産科婦人科学会専門医及び母体保護法による指定医、又は助産師であって、別紙 1 の登録申請書に必要な書類を添えてを病院長に提出し、承認を受けなければならない。

2 病院長は、前項の申請を承認し、別紙 2 の登録認定書を交付するものとする。

3 産科オープンシステム登録者（以下「登録者」という。）は、申請内容に変更が生じた場合、別紙 3 の登録変更・辞退届により速やかに病院長に届け出るものとする。

4 登録者の有効期間は 1 年以内とし、登録年度を超えないものとする。ただし、登録者から申し出のない限り有効期間を更新することができるものとする。

(産科オープンシステムの運営)

第 3 産科オープンシステムの実施責任者は、母子診療科長とし、母子診療科と登録者との共同により運営するものとする。

(施設の利用)

第 4 登録者は、分娩時に陣痛室・分娩室・産褥室及び新生児室を利用することができる。

2 登録者は、病室を必要とする場合にあつては、分娩時以外（多胎・切迫流早産・妊娠高血圧症候群・子宮内胎児発育不全等）においても利用することができる。

(診療)

第 5 入院患者の直接の診療行為は、主治医又は登録者が行うものとする。

2 登録者は、診療を行う場合はあらかじめ病棟医長及び受持医と打ち合わせを行い、母子診療科病棟における診療上の手順・方法等に従うものとする。

3 登録者にかかわる医療事故については、本学の定めるところにより取り扱うものとする。

(手当)

第 6 登録者が分娩部を利用した場合は、手当を支給するものとする。

(守秘義務等)

第7 登録者は、産科オープンシステムにより知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。ただし、やむを得ない事情で産科オープンシステムに関する情報を公表する場合は、病院長の許可を得るものとする。

(運営協議会)

第8 開放型病床の円滑な運営、病診連携の充実及び地域医療の向上のため、産科オープンシステム運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

2 運営協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(その他)

第9 この要項に定めるもののほか、必要な事項は病院長が別に定める。

附 則

この要項は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成21年9月9日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

別紙 1

産科オープンシステム登録申請書

年 月 日

滋賀医科大学医学部附属病院長 殿

医療機関名

氏 名

印

滋賀医科大学医学部附属病院産科オープンシステムを利用したいので、登録を申請いたします。

<登録内容>

住 所	〒
連絡先電話番号	
連絡先 FAX 番号	
E - m a i l	
医籍登録番号	
助産師登録番号	
その他特記事項	

注 1. 医師は、医師免許証及び保険医登録票の写しを添付してください。

注 2. 助産師は、助産師免許証の写しを添付してください。

別紙 2

滋賀医科大学医学部附属病院
産科オープンシステム登録認定書

登録番号第 _____ 号

_____ 殿

年 月 日付で申請のありました滋賀医科大学医学部附属病院産科オープンシステムの利用に係る登録については、これを承認します。

年 月 日

滋賀医科大学医学部附属病院長

_____ 印

別紙3

産科オープンシステム登録変更・辞退届

年 月 日

滋賀医科大学医学部附属病院長 殿

医療機関名

氏 名

印

滋賀医科大学医学部附属病院産科オープンシステムの登録内容に変更がありましたのでお届けします。

登 録 変 更

登 録 辞 退

<登録内容（登録辞退の場合は以下記入不要）>

氏 名	
住 所	〒
医 療 機 関 名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
E - m a i l	
その他特記事項	

注. 登録変更・辞退のいずれかにチェック (☑) してください。